

造船業における通路を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労働 者規 模
2	14~15	勤務先所内にて荷物を持って移動中足を滑らせて転倒し、頭と腰を打ち病院へ行く。	70	1~9
5	10~11	造船所にて下架中の船を修理中、不足部品（ボルト）を洗浄に持って行き、船の中腹高さ（1m50cm）から岸壁に飛び下りた際、着地と同時に両踵を骨折した。	61	10~29
6	8~9	旅客船（125屯）を工場でブロック建造して、工場でブロックを連絡作業のため出張していた。朝のミーティングが終了して、作業現場に移動する際、下に敷いてあった鉄板に躓いて転倒し、膝を打って負傷した。	64	10~29
9	11~12	本人は#919UB9ブロックの部材取り付けのGCチェックを行っていた、確認のために高さ600mm、スパン900mmのホールドフレームの面材の上を歩いて移動していた、確認しながらホールドフレームの面材の上を渡り歩いていた時、足を滑らせてホールドフレーム間に倒れ込み、体と面材の間に右手首を強打しながら挟み込み受傷した。	39	1000~9999
11	16~17	被災者はB定盤にて新造船ブロックの配管溶接作業を行っていた。作業場所を移動する為ブロックから降り、キャプタイヤを右肩に担いで両手で抱えながら定盤内を前進していた時に、地這い線防止用治具内のキャプタイヤに足を入れてしまい、足が当該キャプタイヤに絡まり転倒し、左膝を定盤床面に打ち受傷した。	60	10~29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html